

清瀬市特別支援教育推進計画（第五次実施計画）の概要について

1 計画の期間

「第五次実施計画」の期間は、令和5年度から令和8年度までとする。

計画区分	計画期間	計画の策定期
第一期第一次実施計画	平成19年度～平成24年度	平成19年2月
第二次実施計画	平成25年度～平成27年度	平成25年2月
第三次実施計画	平成28年度～平成30年度	平成28年2月
第四次実施計画	平成31年度～令和4年度	平成31年2月
第五次実施計画	令和5年度～令和8年度	令和5年2月
第二期第一次実施計画（予定）	令和9年度～令和13年度（予定）	令和9年2月（予定）

※ 第二期第一次実施計画は、令和7年度に改訂される予定の次期「清瀬市教育総合計画マスタープラン」を受けて、令和8年度に策定する。令和9年度以降については、次期「清瀬市長期総合計画」並びに次期「教育大綱」、「清瀬市教育総合計画マスタープラン」等の策定及びその方向性を受けて、清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会を設置して策定する。

2 重点

- (1) 清瀬市では、支援を必要とする子供たちに対して、系統性のある一貫した支援を行います。
- (2) 清瀬市では、多様な教育的ニーズに応える支援体制を整え、子供たちの能力や可能性を伸ばします。
- (3) 清瀬市では、特別支援教育についての理解促進に関する取組を推進し、共生社会の実現を目指します。

3 内容

- (1) 系統性のある一貫した支援
 - ・ 就学前教育施設から小・中学校、そしてその先につなげる引継の充実
「就学支援シート」「個別の教育支援計画（学校生活支援シート）」「個別指導計画」の活用を推進
⇒ 特別支援教育コーディネーター連絡協議会や特別支援教育関連研修等を通じた、担当者の理解促進及び引継の充実
- (2) 多様な教育的ニーズに応える支援体制
 - ・ 特別支援学級再編計画の実現
令和5年度 二中、三中に知的固定学級、六小に言語通級指導学級を新設
令和6年度 十小、清明小に知的固定学級を新設
令和7年度 六小に知的固定学級を新設
 - ・ 就学相談、教育相談、不登校等支援の強化（教育相談室運營業務委託）
 - ・ 都立特別支援学校との連携（専門家の派遣、合同研修会の実施、副籍制度の充実など）
- (3) 理解促進に関する取組
 - ・ 特別支援教育に係る講演等を企画・運営・実施